

財関第344号
令和7年3月31日

各税関長殿
沖縄地区税関長殿

関税局長 高村 泰夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和7年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙2-1のように改める。

税関様式C第3120号	税関様式C第3140号
税関様式C第3195号	税関様式C第3200号
税関様式C第3500号	税関様式C第3520号
税関様式C第5081号	税関様式C第5450号
税関様式C第5450号-2	

2. 別紙2-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和34年2月12日蔵税第199号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 内国消費税事務に関する国税当局との連絡体制等について（昭和47年7月25日蔵関第1278号）の一部について次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう、別紙様式2を別紙4-1のように改める。

第5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙第3をこれに対応する別紙5のように改める。

第6 外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について（平成13年8月10日財関第651号）の一部を次のように改正する。

別紙2をこれに対応する別紙6のように改める。

第7 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別表をこれに対応する別紙8のように改める。